

# 西原東中学校「かなまる部活動健全育成会」 〈〇〇部保護者会〉会則（案）

H30.7.11（水）現在

## 第1章 名称

第1条 本会は、西原東中学校「かなまる部活動健全育成会」と称する。

## 第2章 目的

第1条 本会は、本校「部活動規則」に基づき、生徒同士が互いに協力し助け合い、豊かな人間性と技能を高め、学校教育目標を達成する場としての部活動をめざし、保護者及び関係者が連携・協働・参画し、生徒を健全育成することを目的とする。

## 第3章 会員

第1条 会員は、西原東中学校「かなまる部活動健全育成会」に在籍する生徒の保護者及び関係者（学校職員、コーチ、指導者等）に限る。

## 第4章 活動

第1条 本会は第2条の目的を円滑に達成するため、次の活動を行う。

- ① 部の運営方針に関する事
- ② 部活動の運営に関する事
- ③ 年間計画・予算に関する事
- ④ 会員の親睦に関する事
- ⑤ その他（健全育成に関する事等）

## 第5章 組織

### 第1条

(1) 本会に次の役員を設ける。（西原東中学校〇〇〇部の保護者に限る）

- ①会長1名（保護者）
  - ②副会長1名（保護者）※
  - ③書記1名（保護者）※
  - ④会計1名（保護者）
  - ⑤監査1名（保護者）
  - ⑥相談役（部活動顧問、コーチ）
- 上記※印は各部の対応に任せる。（役職は、兼ねてもよい）

(2) 役員は育成会の会員で構成し、会長は各部保護者会「会長会議」に出席するものとする。

(3) 役員会は、会長及び相談役が必要と認めた場合に招集する。

## 第6章 保護者会

### 第1条

(1) 保護者会は、育成会の会員で構成する。

(2) 保護者会は、会員の2分の1以上（委任状も含む）の出席で成立する。

(3) 定期保護者会は、年（3）回開催し、代表が招集する。（例：4月、9月、1月）

(4) 臨時保護者会は、会長及び相談役が必要と認めた場合に招集する。

(5) 保護者会の議決は、出席者（委任状も含む）の過半数の賛同で決定する。

(6) 保護者会は、役員を選任、決算の決定、予算の承認、その他必要事項について審議する。

## 第7章 運営費

### 第7条

(1) 本会の運営費は、部活動費（ ）円×部員数とする。

(2) 各部のその他の経費は、各部保護者会で審議し決定する。

(3) PTA費からの補助金の支給は、中体連の地区大会・県大会の（登録料・参加費）とする。

(4) 中体連の県大会の選手輸送のバス代は、PTA費から半額補助する。

(5) 中体連の九州大会・全国大会の登録料・交通費・宿泊費は、町の補助金をあてる。

（応援等の部員の経費は、各部の運営費でまかなう）

## 第8章 任期

### 第1条

(1) 代表以下役員は、1年とする。（9月1日～次年度の8月31日）

(2) 代表、役員とも再任は妨げないものとする。但し、教職員は毎年4月1日～翌年3月31日までとする。

## 第9章 事故の補償

### 第1条

(1) 会の活動中におきた傷害事故に限る。（スポーツ振興会が認めた事故に限る）

(2) 補償については、スポーツ振興会からおりた金額とする。

## 第10章 その他

部活動内での生徒健全育成に関する事については、会長及び相談役が臨時保護者会を招集することとする。 第6章第1条（4）関連

## 附則

この会則は、平成30年9月1日より適用する。